



安曇野市特別職報酬等審議会
会 長 齊 藤 正 昭

議員報酬及び政務活動費の額について（答申）

平成 29 年 7 月 20 日付け 29 職第 392 号で貴職から諮問のあった議員報酬及び政務活動費の額について、本審議会は平成 29 年 7 月 20 日、8 月 21 日、9 月 20 日、10 月 3 日の 4 回にわたり慎重に審議を行いました。

その結果について、下記のとおり答申します。

記

1 本文

(1) 議員報酬の額について

議員報酬の額については、現行のとおり据え置きとすることが適当である。

(2) 政務活動費の額について

政務活動費の額については、次のとおり改定することが適当である。

ア 政務活動費の額

年 額 120,000 円（議員 1 人当たり）

イ 改定の時期

平成 30 年 4 月 1 日

2 答申理由

(1) はじめに

安曇野市が誕生して 12 年が経過する中で、本市の議員報酬については、合併協議会において、「同規模の自治体の額を基本に調整する」とした協定事項に基づき報酬額を決定し、政務活動費については、平成 18 年 2 月の本審議会の答申を踏まえて交付額を決定し、その後見直しが行われな
いまま現在に至っている。

この間、本市の一般職の職員の給与改定状況をみると、人事院勧告に準拠して、給与構造改革、給与制度の総合的見直しなどの給与改定が行われてきている。

また、安曇野市議会では議員定数について、平成 24 年に 28 人から 3 人減員して 25 人へ、平成 28 年には 25 人から 22 人へと更に 3 人を減員して、次の一般選挙から適用されることになっており、平成 28 年 12 月に市議会議長から市長に対し議員報酬及び政務活動費の見直しを検討するよう要望書が提出されている。

こうした市議会議員を取り巻く環境の変化などを踏まえ、本市の議員報酬及び政務活動費の額について、現状における適正な水準を審議した。

(2) 見直しに当たっての視点

議員報酬及び政務活動費の適正な水準の検討に当たり、本審議会としてどのような考え方をすべきか、審議の過程において各委員から以下のような意見が出された。

ア 議員報酬の額

- (ア) 安曇野市発足時に議員報酬を決定した以降見直しが行われていないことから、これまでの一般職の職員の給与改定などの状況をどのように議員報酬に反映させるべきか検討すべきである。
- (イ) 議員定数の減員に伴い減少した議員報酬分は、市の施策上必要な事業費に充てるべきで、単に他市との比較等ではなく、安曇野市の独自の考えに基づき検討すべきである。
- (ウ) 議会が自ら議員定数を減員し、議員報酬を削減して行政コストのスリム化に努めてきたが、議員年金制度も廃止されており、働き盛りの世代が安心して議会に参加する機会を増やすための議員報酬のあり方を検討すべきである。
- (エ) 議会では、議会改革に取り組み、議員定数を減員していることを考慮し、議員報酬と政務活動費との兼ね合いを含めて検討すべきである。
- (オ) 議員報酬は、生活給ではなく議員活動の対価として給付がされているが、現実的には生活給的な要素が含まれていることもあり、他の同規模都市の財政状況や、民間との比較等により妥当性を検証する必要があると考える。

イ 政務活動費の額

- (ア) 政務活動費として必要とされる総額と現状における不足額の実態を把握した上で検討すべきである。
- (イ) 政務活動費は、領収書の整理などの事務量を考えた場合には、議員報酬に含めた考え方をすべきではないか。
- (ウ) 政務活動費を交付していない県内の他市においては、交付しないことによる影響があるのかを含めて検討すべきである。
- (エ) 政務活動費は、適正な使途及び厳正な事務処理に対して、市民の厳しい目が向けられており、このことを踏まえた上で検討すべきである。

これらの意見をもとに、議員報酬及び政務活動費の見直しについての検討を行った。

(3) 検証結果

ア 議員報酬の額

本市の議員報酬は、全国の同規模都市と比べると低い水準にあるものの、県内の他市と比べた場合には、中位となっており必ずしも低い水準であるとは言いえない。

本市の議員報酬を決定した平成 17 年 10 月以降、本市の一般職の職員の給与改定の状況は、人事院勧告に準拠して 4.19 パーセントの引き下げが行われてきており、本市における一般職の職員の平均給与及び民間給与実態統計調査における平均給与と比べても、現行の議員報酬が必ずしも低い水準とまでは言いえない。

以上のことから、安曇野市発足以降、本市の一般職の職員の給与改定状況等を踏まえ、これまで議員報酬の見直しが行われてこなかった経過などを総合的に勘案し、現時点では積極的に見直す状況にないと判断し、現状維持とすることが適当であるとの結論に至った。

なお、安曇野市議会では、平成 25 年に議会基本条例を制定し、議会の活性化を図るとともに、合わせて議会改革に取り組み、議員自らが議員定数を減員することで、行政コストの削減に貢献してきたことは大いに評価すべきものであり、今後においても、財政状況をはじめ市政を取り巻く環境の変化等を十分に踏まえる中で、的確に判断していく必要がある。

イ 政務活動費の額

本市の政務活動費は、全国と同規模都市と比べると下位の水準となっており、県内の他市と比べても低い水準にある。

政務活動費は、市政の課題及び住民意思を把握し、市政に反映させるために会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、要請、陳情等の活動、その他住民福祉の増進を図るための活動に要する経費に対して交付されるもので、平成 28 年度における各会派の政務活動費に係る対象経費の状況を調査したところ、多くの会派で不足額が生じている状況にあった。

このことから、上記の政務活動費の調査、県内の他市の政務活動費の状況などを総合的に勘案する中で、現行の交付額から 30,000 円を増額し、議員 1 人当たり年額 120,000 円とすることが適当であるとの結論に至った。

なお、本市の政務活動費は安曇野市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 18 年安曇野市条例第 4 号）第 5 条の規定により、毎年度 4 月に交付していることから、改定時期は平成 30 年 4 月 1 日が適当である。

3 付帯意見

(1) 審議会での定期的な審議

特別職の報酬額等の見直しについて、議員報酬は安曇野市発足以来、政務活動費は創設された平成 18 年以来、今回初めて審議が行われたところである。しかし、県内の他市では市長等の特別職の給料、議員報酬等について定期的に審議が行われていることから、本市においても市長等の特別職の給料と議員報酬等を合わせて、財政状況、県内の他市の状況、社会情勢の動向などを注視しつつ、適正水準について定期的に審議を行うこととされたい。

(2) 政務活動費における検討事項

政務活動費の扱いについては、近年の市民の関心の高まりを十分に踏まえる中で、議員活動の内容やその成果等の更なる充実を期待する一方、これらの活動に充てられる経費として厳正な取扱いと一層の透明性の確保が求められている。

以上のことから、次の事項について十分な検討を行うこととされたい。

ア 政務活動費からの支出に係る領収書は、市のホームページで公開する等の透明性の確保を図ること。

イ 政務活動費の交付は、実績に基づいてその用途の適否を判断した後に支払う方法に改めること。

安曇野市特別職等報酬審議会 委員名簿

(敬称略・五十音順)

役職名	氏名
	大内善司
	岡村崇子
	木下栄治
会長代理	清澤仁一
	黒岩宏成
会長	齊藤正昭
	中野武
	長崎作夫
	馬場智義